○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町桧木内字畑中四五一の四七、四五一の四八、四五一の五〇、四五一の五一、四五一の五三、四五一の五五、四五一の五七から四五一の五九まで、四五一の六八、四五一の九三、四五三の一三、四五三の一六から四五三の一九まで、四五三の二一から四五三の三四まで、四五三の三六、四五三の三八、四五三の四〇から四五三の四二まで、四五三の四五から四五三の四八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑中四五一の五一・四五一の九三・四五三の一八・四五三の一九・四五三の二二・四五三の二五から四五三の二七まで・四五三の二九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市浦田字寺ノ下一一三、字石倉坂二一九の一、字横落九〇から九二まで、字稲荷沢二〇から二三まで、二五から二七まで、二八の一、三一の一、三三の一、三三の二、三五の一から三五の七まで、三七から三九まで、字沼ノ岱二三の三、二四、字五郎助三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺ノ下一一三・字横落九二・字稲荷沢二〇・二一・二五・二八の一・三五の一・三八・三九・字沼ノ岱二三の三・字五郎助三三の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道中川郡美深町字辺渓五五〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字辺渓五五〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町字福山一七一の一、二〇〇の一、二〇四、二〇五、二一九、字炭山二六、三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字炭山二六・三五・字福山二〇〇の一・二〇四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七一の一、二〇五、二一九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市佐目町字佐目子谷三、三の一、三の七から三の九まで、三の一二、三の一三、三の二三、四、四の一から四の七まで、字隠倉二〇から二二まで、字キダキ二三、六一の一、字鑄物師釜三一、三四、三六、三七、字ウツロ谷六三、字木ノ根九〇、字庵ノ上一二七、一三〇、一三一、字ゼツボ三〇一、字魚ヶ谷四七六（次の図に示す部分に限る。）、四七七、字水干一四四八、一四九六、一四九八の二、一五〇四の二、一五〇五、一五一七の二、永源寺相谷町字牛ヶ額二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県山梨市三富川浦字峠沢一八四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峠沢一八四六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。